

自己点検事項

◇ ハイケアユニット入院医療管理料1(A301-2)

(1)病院の一般病棟の治療室を単位としている。 (適 ・ 否)

(2)当該保険医療機関の一般病床に、ハイケアユニット入院医療管理を行うにふさわしい専用の治療室を有しており、病床数は30床以下である。 (適 ・ 否)

(3)当該保険医療機関内に、専任の常勤医師が常時1名以上いる。 (適 ・ 否)

(4)当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上である。 (適 ・ 否)

※ 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行っていない。

(5)当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えている。

(適 ・ 否)

ア 救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等)

イ 除細動器

ウ 心電計

エ 呼吸循環監視装置

※ 当該治療室が特定集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を特定集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りでない。

点検に必要な書類等
・専任の常勤医師が常時1名以上いることが確認できる書類

点検に必要な書類等
・勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌
・日々の入院患者数が分かる一覧表

医療機関コード

保険医療機関名

(6)当該病院の一般病棟の入院患者の平均在院日数は19日以内である。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等
・平均在院日数の算出根拠となる書類

(7)診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(8)当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙18 の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて毎日測定及び評価し、その結果、基準を満たす患者が8割以上いる。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等
・各治療室のハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合の算出の根拠となる書類

※ 短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等(令和2年厚生労働省告示第58号)の別表第二の二十三に該当する患者に対して短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った場合(基本診療料の施設基準等(令和2年厚生労働省告示58号)第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料2又は3に係る要件を満たす場合に限る。)は対象から除外する。

(9)「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」の記入は、院内研修を受けたものが行っている。

(適 ・ 否)

医療機関コード
保険医療機関名